平成２９年（フ）第７４号
松江市下東川津町1142、住民票上の住所松江市古志原６丁目12番24号　古志原三谷店舗２号棟
債務者　長田亜喜良
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８４号
松江市玉湯町玉造561番地
債務者　舟木　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２４号
熊本市中央区出水７丁目41番36号
債務者　森　千賀子（旧姓坂崎・金子）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
北海道標津郡中標津町西７条南７丁目１番地
債務者　河本　政志
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第９５８号
埼玉県蕨市錦町４丁目８番36号　パークハイツＡ・Ｙ　305号
債務者　岩井　雄亮
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９７１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1517番地グリーンレジデンス葉月103号室、旧住所さいたま市西区三橋５丁目297番地１　太陽201号室
債務者　佐久間芽来美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１１号
埼玉県新座市栄３丁目５番24号
債務者　小林　健一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５１号
埼玉県八潮市八潮２丁目20番地19　メゾンエスポワール201
債務者　小松　利旭
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番21―210号
債務者　濱　　公生
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
埼玉県草加市八幡町56番地２　ベルドゥムール草加八幡206号
債務者　久保田加緒里
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地１号棟203号室
債務者　柴田　慶喜
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１８号
大阪府泉南市信達大苗代1125番地301
債務者　田中　教之
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
大阪府和泉市伏屋町２丁目16番53―206号
債務者　中辻　幸広
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
大阪府和泉市観音寺町592番地の１―103
債務者　谷田栄治郎
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６４号
大阪府泉南市岡田５丁目10番18号
債務者　小原　優子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
大阪府泉佐野市泉ケ丘５丁目132番地の１Ｂ―102
債務者　岩﨑　嘉房
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
大阪府阪南市和泉鳥取678番地の７
債務者　本山　陽子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
大阪府泉佐野市鶴原887番地の11
債務者　境田　幸雄
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係